

平成29年5月9日

先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業費補助金について 公募要項

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

特定非営利活動法人映像産業振興機構では、平成29年度経済産業省予算による「先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業費補助金」における間接補助事業者を下記の要領で公募致します。

1. 事業目的

VR（仮想現実）/AR（拡張現実）とドローン、AI等の先進的なコンテンツ制作技術や表現技術を用いて、地域に関する製品・サービス、観光、スポーツ等の魅力をプロモーションし、地域活性化に資するコンテンツ制作等を行い、コンテンツ産業の振興と地域経済活性化を図ることを目的とする。

2. 事業内容

（1）概要

VR（仮想現実）/AR（拡張現実）やドローン、AI等の先進的なコンテンツ制作や表現技術を用いて、地域に関する製品・サービス、観光、スポーツ等の魅力をプロモーションし、地域活性化に資するコンテンツを制作する事業に係る費用負担に対して支援を行う。

（2）本事業の対象とする取組

外部の有識者による審査委員会により、地域に関する製品・サービス、観光、スポーツ等の魅力をプロモーションし、地域活性化に資するコンテンツを制作する、以下の条件に該当する取り組みを選定する。

- ① VR（仮想現実）/AR（拡張現実）やドローン、AI等の先進的なコンテンツ制作や表現技術を用いているもの（ここで技術は、ソフトウェア、アプリケーションを含む）。
- ② コンテンツ制作企業と地域の製品・サービス、観光、スポーツ等の事業者がコンソーシアムを形成しているもの。

（3）補助内容

先進的なコンテンツ制作や表現技術を用いてプロモーション映像等のコンテンツを制作するにあたって必要となる経費（補助率、補助対象経費は後掲）。

3. 実施期間

（1）事業期間

交付決定日～平成30年2月28日（水）

（2）補助金の支払期限

平成30年3月30日（金）

4. 応募資格（申請者）

- ① 日本に拠点を有している法人
- ② 本業務を円滑に遂行するために必要な組織・人員等を有し、かつ、資金等についての十分な管理能力を有していること
- ③ コンテンツ制作についての十分な知識・経験を有している者
- ④ コンテンツ制作企業と製造・観光事業者等の併せて3者（組織・団体含む）以上が企業連携体（コンソーシアム）を形成していること

5. 応募手続き

（1）公募期間

公募開始日：平成29年5月9日（火）

公募締切日：平成29年5月25日（木）17：00必着

（2）説明会の開催

開催日時：平成29年5月9日（火）14：00～、16：00～

場所：東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル2F

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

※受付は終了しております。

（3）応募に必要な書類

- ① 様式1 交付申請書
- ② 事業申請書 指定書式
 - ・申請者情報
 - ・連絡窓口情報
 - ・コンソーシアムを形成する企業の一覧
- ③ 事業提案書 書式自由（A4サイズ10枚以内）
 - ・制作するコンテンツの概要
 - ・実施体制図・役割・スケジュール（制作後の権利関係図も示すこと）
 - ・制作コンテンツを広域的・効果的に発信する方法とその効果見通し
 - ・その他必要に応じて参考資料（任意、自治体との連携を示す資料等）

※制作するコンテンツの尺（先進技術を用いたコンタクト時間）も明記ください。

- ④ 経費支出計画書 書式自由
- ⑤ 登記簿謄本（3か月以内、写し可）
- ⑥ 直近過去2年分の財務諸表

<注意事項>

- ・原本、副本及び電子データ（PDF等）をCD-R またはUSBで提出してください。
- ・各書類は、A4版片面刷りで作成し、クリップ綴じまたは平綴じファイル等に収容して提出してください。

- 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮致しますが、採択された場合には、事業の透明化のため、契約者名、契約金額を公表することがあります。
- 応募書類等の作成費用は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となります。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は郵送または持参により以下に提出してください。郵送の場合は記録の残る郵送方法を推奨します。封筒には「先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業 応募書類」と記載してください。持参の場合は、提出時に受取証を発行しますので、名刺等ご所属を確認できるものをお持ちください。

〒104-0045

東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル2F

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

「先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業」担当宛

※ FAX、E-mailによる提出は受け付けません。

※ 締切日時を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の都合で締切日時までに届かない場合もありますので、期限に余裕を持って送付ください。

6. 審査・採択について

(1) 審査方法

外部の有識者による審査委員会で審査を行いますが、必要に応じて、追加資料の提供や応募書類についてのヒアリング・プレゼンテーションを求める場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

(必須事項)

- ① 申請者が「4. 応募資格」を満たしているか
- ② 本事業の目的に合致しているか
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か
- ④ 地域活性化に資する製品・サービス、観光、スポーツ等の魅力をプロモーションするコンテンツ制作において、VR（仮想現実）/AR（拡張現実）とドローン、AI等の先進的なコンテンツ制作技術や表現技術を用いており、その魅力を発信する取組か。（地域の製品やサービス・観光・スポーツ等の有形・無形については不問）

- ⑤ 地域の製造・観光事業者等とコンテンツ制作企業が一体となった取組であり、それぞれの役割が明確となっているか（製品等の素材提供も含む）
- ⑥ 予定される権利処理方法・関係が適切なものとなっているか
- ⑦ 申請者及びその実施体制において本事業の関連分野に関する十分な知見及び実績を有しているか

(加点事項)

- ⑧ 広域的・効果的な発信力を備えている取組（複数国への配信）
- ⑨ 多くの製品・サービス、観光、スポーツ等事業者等と連携した取組
- ⑩ 事業終了後も見据えたビジネス展望の大きな取組
- ⑪ プロモーションする先進コンテンツ制作技術や表現技術において、新しい手法や課題解決になる取組
- ⑫ 本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られる取組
- ⑬ 自治体と緊密に連携した取組
- ⑭ 先進コンテンツ技術の普及と課題解決を図るため、事業プロセスの開示やメイキング映像等の撮影・配信に協力が可能な取組

(特に地域活性化に資すると認められる観点（補助率2／3の条件）)

- コンテンツ制作企業が中小企業であり、かつ、コンソーシアム構成員・団体のうちの半数以上が中小企業・個人事業主から構成されていること。
- 審査委員会において特に地域経済活性化に資すると認められるもの

(中小企業者の定義について)

- 製造業その他
資本金の額又は出資の総額が3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300以下の会社及び個人
- 卸売業
資本金の額又は出資の総額が1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- 小売業
資本金の額又は出資の総額が5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50 人以下の会社及び個人
- サービス業
資本金の額又は出資の総額が5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100 人以下の会社及び個人

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された事業者については、当該事業者に対してその旨を通知するとともに、当機構のホームページ上で公表します

7. 注意事項

補助を受ける際の注意事項は以下のとおりです。

- ・ 補助金の支払を受けた事業について、事業者名、事業名、補助金額等を公表することがあります。
- ・ 補助金及び政策の効果測定のため、補助金や事業に関するアンケート、ヒヤリング、インタビューに協力いただく必要があります。
- ・ 先進コンテンツ技術に係る最適な活用手法を取りまとめ、普及を行うことを目的に、別途設けられる「先進コンテンツ技術検討委員会」ならびに「技術検討ワーキンググループ」での調査に協力いただきます（活用手法として報告書に取りまとめられます）。
- ・ 本事業終了後5年間にわたり、本事業において制作したコンテンツの活用・配信状況について御報告をいただきます。
- ・ 本事業期間中に直接的な収入（制作したコンテンツ自体の販売等）による収益が見込まれる場合は必ず報告いただく必要があります、収益額については補助金額交付時に補助金の減額が発生します。（収入（売上）が自己負担経費を上回った場合を「収益の発生」とします）

※ただし、制作したコンテンツでPR等を行う製品やサービス等の売上については副次的な収入として、直接的な収入には含まれません。

8. 採択の要件

採択件数：10件程度

補助上限：一件あたり1,000万円

補助率：原則1／2

（但し、申請者条件が満たされる場合であって審査委員会において特に地域経済活性化に資すると認められる場合：2／3）

補助対象経費：対象とする経費は、VR（仮想現実）/AR（拡張現実）やドローン、AI等の先進的なコンテンツ制作や表現技術を用いたプロモーション映像等の制作事業遂行に直接必要な経費であり、具体的には下表のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する人員の直接作業時間に係る経費
II. 事業費	本事業を行うために必要な以下の経費
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費 撮影やロケハンのための渡航・宿泊費
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費 (会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等)
謝金	事業を行うために必要な謝金 (会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
企画費	脚本、プロデューサー費等
制作費	撮影、編集、監修費、出演料等

設備費	会場・施設、機材（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の借用や操作に必要な経費
物品購入費	物品（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
外注費	事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないものの外注に要する経費。ただし、軽微な外注（①50万円未満のもの、②印刷費、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、報告書等の印刷製本に関する経費
補助人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費（含む出演料）
その他諸経費	<p>その他本事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） - 光熱水料（電気、水道、ガス：大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） - 設備の修繕・保守費 - 翻訳通訳、速記費用 - 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
III. 委託費	事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの一部を他の事業者に行わせる必要な経費。ただし、軽微な再委託（50万円未満）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上

※経理処理は、経済産業省官房会計課による「補助事業事務処理マニュアル」に基づき、原則として以下の証憑や資料の整理が必要となります。

- ・ すべての書類に日付を記載してください。
- ・ 入札や相見積のない随意発注の場合は、その発注理由を「選定理由書」として書面化してください。
- ・ すべての発注に関して、「見積書」「発注書」「納品書」「請求書」「支払証明」等の発注・精算・支払の証拠が必要となります。
- ・ 渡航費等の一部の経費では、「Eチケット」「搭乗券の半券」等、指定する証憑を別途用意いただく必要があります。
- ・ 人件費に関して、指定するフォーマットでの「業務日誌」「議事録」を整備し、事業従事者ごとに時間単価を算出し報告いただきます（なお、間接補助事業1件あたりの入件費総額は、補助対象経費の1/2を上限とします）。
- ・ 事業の一部を他社に再委託（委任契約）する場合、委託先にも間接補助事業者同様の証憑類を保

- 管・整理させる必要があります。
- 自社調達や、100%子会社等からの調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除する必要があります。

(1) 経費として計上できない費用（一般管理費を除く）

- ① 他の助成金・補助金等の支援を受けた費用（同じ経費に対して二重に補助を受けることはできません。他の補助金・助成金を利用する場合には、費目や経費を切り分けて計画・精算してください）
- ② 交付決定日より前に発注した費用
- ③ 国内消費税
- ④ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ⑤ 税務申告・決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ⑥ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ⑦ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合があるので、担当者に相談のこと。）
- ⑧ その他事業に関係ない経費（ロケスタッフの弁当代等。ただし、映像撮影の対象物として料理等が必要な場合は、この限りではありません）

※海外における消費税、付加価値税等を補助対象として計上する場合には、原則として、各国の制度に則った付加価値税還付に係る検討を行い、補助事業終了後に還付額が明らかになった場合には、当該補助金に係る還付額を報告する必要があります。

9. 問い合わせ先

お問い合わせはE-mail で以下のメールアドレス宛てにお願い致します。

問い合わせメールアドレス : senshin-question@vipo.or.jp

※ お問い合わせの際は、件名を「先進コンテンツ技術を活用した映像制作支援事業についての質問」とし、本文に「事業者名」「所属（部署名）」「氏名（ふりがな）」を明記してください。なお、お問い合わせ内容と回答は、公募の公正性を鑑み、個人情報を伏せた上で公表することができます。

以上